

* これは実際の試験問題ではありません。
(This is NOT the actual test.)

No.000001

受験番号				
------	--	--	--	--

学習能力考査

社 会 科 学

資料及び問題

指示

係りの指示があるまでは絶対に中を開けないこと

1. この考査は、資料を読んで、あなたがその内容をどの程度理解し、分析し、また総合的に判断することができたかを調べるためのものです。
2. この冊子は前半が資料で、後半に 40 の問い(1-40)があります。
3. 考査時間は、「考査はじめ」の合図があつてから正味 70 分です。資料を読む時間と解答を書く時間の区切りはありませんから、あわせて 70 分をどう使うかは自由です。
4. 解答のしかたは、問題の前に指示してあります答えが指示どおりでないと、たとえそれが正解であっても無効になりますから、解答の仕方をよく理解してから始めてください。
5. 答えはすべて、この冊子といっしょに配られる解答用カードの定められたところに、指示どおりに鉛筆を用いて書きいれてください。一度書いた答えを訂正するには、消しゴムできれいに消してから、あらためて正しい答えを書いてください。
6. もしなにか書く必要があるときは、必ずこの冊子の余白を用い、解答用カードには絶対に書き入れないでください。この冊子以外の紙の使用は許されません。
7. 「考査やめ」の合図があつたらただちにやめて、この冊子と解答用カードとを係りが集め終わるまで待ってください。集める前に退場したり用紙をもちだすことは、絶対に許されません。
8. 指示について質問があるときは、係りに聞いてください。ただし資料と問題の内容に関する質問はいっさい受けません。

「受験番号」を解答用カードの定められたところに忘れずに書き入れること

I. 『悪魔の詩』の波紋

インド系イギリス人ルシュディ氏の小説『悪魔の詩』が世界にひき起こした波紋は、なかなか深刻なものがある。日本の場合は、たまたまこの書物の翻訳者がなに者かによって殺されたという生々しい犯罪事件があり、この国内的な犯罪事件とからんで人びとの関心を集めたにすぎない、という面が強いかもしれない。だが、『悪魔の詩』事件そのものは、「権力と自由の関係」という昔からずっと人類を悩ましてきている大問題が、現代においてもなお変わることなく、われわれの前に立ちはだかっていることをはっきりさせた。

『悪魔の詩』事件に対して無関心である人たちがいるのは、確かである。いや、多くの人たちは、次のように考えることによって、それと自分を切り離してしまっている傾向がある。あれは、当時のイラン国家元首であった故ホメイニ氏が国教としてのイスラーム（イスラム教）・シーア派の教義に照らし反信者・神聖冒瀆者たるルシュディ氏に対して下した鉄槌である、なるほど死刑宣告というのは酷にすぎ非常に不合理ではある、しかし、所詮、違った思想・信条体系に基礎づけられた遠い国の出来事であり、われわれ日本人には無縁である、と。

こうした無関係・無関心の立場とは少し異なり、次のように自分に納得させる議論もある。確かに、『悪魔の詩』を禁圧し著者を処刑しようという権力行使は、表現の自由という“人権”に違反すると言うべきである。しかし、“人権”というもの、あるいは、どんな“人権”がどのように保障されるべきかという考え方は、それぞれの国の宗教、世界観、文化、歴史背景や現実の政治状況などによって左右されざるをえないのであって、アラブの社会、イスラームの世界には、われわれと違った“人権”観念があるとみるほかなく、そうだとすれば、われわれの観念だけを基準に、それは“人権”侵害だ、と否認したり論評を加えたりしてはならない、といった議論である。この議論にあっては、“人権”というものは、それぞれの国の事情によって異なるのはやむをえないという考えが底流にある。しかしそうだとすると、世界人権宣言（1948年）が「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利」（前文冒頭）を語って以来、世界の諸国が努力を傾注してきた“人権”概念は、無意味と化するだろう。各国の事情で“人権”のありようは異なり、そのことについて他国はとやかく言える立場にないのだというのでは、“人権”、すなわち“人間”の“権利”というものをもってくる意味がないからである。

それぞれの「お国の事情」を考慮しましょう、「内政干渉」はいたしませんというたぐいの、一見すれば物わかりのいい考え方は、「国家主権」の尊重という伝統的な主義に根ざしている。けれども、“人権”という考えは、個々の人間の生存と自由を確保するために、伝統的な「国家主権」に対してある種の解体を迫るものを含んでいるのである。もし、『悪魔の詩』事件のような出未事にあつて“人権”が引っ込んでいなければならないのだとしたら、“人権”は永久にその真の出番を得ることなしに終るだろう。

II. 共同体のための“宗教的寛容”？

伝統的に「国家主権」を尊重する主義というのとは別に、『悪魔の詩』に対する処置を暗黙のうちに支持あるいは是認する思想動向があるのも注意されてしかるべきである。この思想動向というのは、こうである。『悪魔の詩』事件は、個人のもつ自由に対して、共同体の側にある宗教を優先させることが正しいという考えがひき起こしたものであるが、こうした共同体が共同体としてもつ宗教の価値は大切に尊重されなければならないという考えは、アラブ以外の世界でも、意外に浸透しているのである。こういう立場から、ある種の人たちは、『悪魔の詩』弾圧事件を“宗教的寛容”という名によって理解し、または認容しようというのである。“宗教的寛容”という耳に快く響くことばによって、実は権力をもつ者の側の“宗教の優位”あるいは“権力の優位”の貫徹を許そうというのである。この種の考えは、いま言ったように意外に諸国の人びとのあいだに受容される基盤がある。この意味の“宗教的寛容”を旗印にした十字軍が隠然とした形で世界にはびこっていると心配する向きがあるくらいである。

III. 共同体主義の台頭

個人の、ではなくて、共同体の“宗教的寛容”を説く立場は、個人主義、自由主義あるいは民主主義を原理とする西欧的な世界では、さすがに人気を博するにはいたっていない。どちらかという、この種の立場は、権威主義、差別・偏見主義、いたずらに現状維持的な保守主義、墨守的な伝統主義といった古典反動の人たちのなかに、その信奉者を見出すにすぎない。けれども、案外そう簡単に軽視してはならないのかもしれない。というのは、こういった右翼反動とは直接の関係がないところからではあるが、ある種の反近代・反啓蒙の思想傾向が最近出てきていて、これが、ひょっとすると右翼反動のための同盟軍的な役割を果たすことになりはしないか、と懸念されるからである。この、最近有力視されはじめてきた思想傾向というのは、個人を超えた共同体に固有独自の価値をおき、この共同体と個人のかかわりを重視すべきことを提唱しているのもので、そのため一般に共同体主義と呼ばれる。共同体主義の議論には、いろいろ重要な問題提起が含まれていて、受けとめ方のいかんによっては、個人が消えて共同体だけが強調されてしまい、右翼反動になってしまうのではないかと憂慮されるのである。

現代の社会・文化が非常にたくさんの問題を抱えており、かつ、これらの困難は従来の方式ではかならずしも効果的に解決できそうにないのは確かである。たとえば、このところよく読まれている書物にR・N・ベラーらの書いた『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』(1985年)というのがある。この本は、平均的なアメリカ人が他者との共生を求めながらいかに「正しく生きるか」ということに関して、ある種の袋小路に陥ってしまっているという現状を、普通の市民のケース・スタディをつうじて分かりやすく説得力をもって指摘している。さて問題は、こうした袋小路にいたった原因、なかんずくそこから脱却する処方箋を、どのように提示するかである。要約していえば、『心の習慣』の著者たちは、そもそもの原因は、近代啓蒙時代における理性万能、それから創り出された個人主義・自

由主義に淵源する、とみる。著者たちによれば、本来アメリカ社会の形成期にあつては、自由な共和国を創造することに積極的にコミットする意欲とそのための道徳的な資質が各人に求められていた。すなわち、個人主義・自由主義が突出する以前には、大きな政治共同体（共和国）にかかわりを保つことを重要視する共同体主義（共和主義）が尊重されていた。そこで現代人が将来の展望をもつためには、共同体主義という考えを復権する必要がある、というのである。

IV. 共同体主義の評価

細胞的に捉えられた個人を中心に据えるのではなく、その個人を取りまく具体的・歴史的な状況、なかんずく個人の生存とアイデンティティの根源である共同体に着目しようというのが、ひと口で共同体主義という名で総括されているといえるだろう。したがって共同体主義と呼ばれる思潮は、その内容において千差万別なのであって、これを一般論として捉えて良いとか悪いとか評価するのは的はずれである。それにしても、そのような思想傾向が出てきた経緯からもうかがえるように、共同体主義と呼ばれるものには、反啓蒙主義、個人主義・自由主義への破産宣告、民主主義の再編要求という反近代的な風味がついてまわる。そしてまた、その反近代的な風味のゆえに、共同体主義と呼ばれる思想体系は、問題性・論争性をはらんでいるのである。

いま「共同体主義と呼ばれる思想体系」といったが、実際のところこれは一個の独立した“体系”でありうるのかという点で疑問がある。共同体に戻れといっても、そのための具体的積極的な提言がほとんどなく、下手をすると、本当にあったのかどうか確かめようもない過去の良き観念へのノスタルジアを語るだけに終る。共同体主義の主張に意義があるとすれば、少なくとも目下のところは、それは、近代の啓蒙主義的理性が陥った陥穽をえぐり出し、近代が作り上げた社会的な諸制度の限界を暴露するという、「批判の理論」たる点にあるのであろう。共同体主義には、近代啓蒙主義のうえに築かれた個人主義、自由主義にとって代わって、時代を制覇し支配する思想体系になりおおせる力量がそなわっているとは、現状ではどうも思えないのである。

V. 政治原理としての多様性の確保

現代人はなにを基軸にし、なにを拠り所にして生きるべきかという、とてもむずかしい問題にかかわって、思わず共同体主義の考えに深入りしてしまった。ところで、この共同体主義によって破産宣告を受け、あるいは少なくとも大きく修正を迫られている啓蒙的理性主義、個人主義、自由主義は、そのほかの近代の思潮と合流しながら、民主主義的な立憲主義という政治理論を派生させた。この政治理論は、個人の自由・平等・生存を確保するために基本的人権を宣言し、これに最高の優先順位を与えることにするとともに、他方、権力の逸脱濫用を抑えるためのさまざまなメカニズムを工夫した。こうした立憲主義の仕組みをこらして民主主義が配慮しなければならないとされてきたものの一つは、多様性の

確保あるいは多元主義ということである。すなわち、社会構成員たる諸個人は、権力によって一定の規格にはめられて画一化されることなく、可能なかぎり存分に各人各様に自由に振る舞うことが許される。そうする権利がある。ということが積極的に承認されている。多様性の確保というのは、このように個人の自由な生き方を保障するという、個人主義あるいは自由主義の現れといえる側面が一つある。と同時に、諸個人がおのこの持ち味を發揮すれば、全体としての社会が活性化するはずだというねらいをも付随してもつといえる。

さて、多様性の確保という命題は、言うまでもないことだが、異質な人間・立場の違う者が複数いるのでなければ成り立たない。おなじ者同士がいるだけであるのならば、確保されるべき多様性はそもそも存立しようがないのである。民主主義的政治理論は、諸個人は異質な存在、少なくとも異質な部分を抱えもった存在だということを、前提にしている。おなじ者同士あるいは似た者同士だけが集まって、和気あいあいのうちに仲良く円満に暮し合うなどということは、良かれ悪しかれ、想定していないのである。

そこで気になるのは、先の共同体主義である。共同体主義は、このこのところでのどのように接点を結ぶことになるだろうか。この主義が標榜あるいは憧憬する共同体は、けっしてただ単にほのぼののムードの仲間組織といったユートピアではないだろう。しかし、共同体主義のいう“共同体”というものは、異質な人間同士の寄り合いではなく、したがって多様性の確保を原理として要請する組織でもないらしい。むしろ同一方向にあるなにものかにむかって共通に努力する仲間集団というイメージがついてまわるように思われる。共同体主義にとっては、多様性の確保という要請は有害無益の政治原理になるのではないかと気になる。

VI. 政教一体と政教分離

多様性の確保の否定 その全面的な否認 という点でまことに鮮やかなのは、冒頭で言及したホメイニ体制下の『悪魔の詩』処断に現れた、いわゆる「イスラーム（シーア派）原理主義」である。この主義からみれば、多様性の確保などということは、近代の迷妄の最たるものであり、どんな意味でも容認しえないだろう。そういうものと無関係に宗教的伝統・戒律に忠実に純粹に生きる 同じように生きる ことが、宗教共同体の一員としての教徒たるものの義務なのであろう。

『悪魔の詩』事件に表現されたイランの「原理主義」に関して、多くの人の注目をひいたのは、政教の未分離、いや政教の完全統合ということである。アラーの神を冒瀆した者は、ただ単に信条共同体から放逐（破門）されるだけでなく、死刑という、人間に対してなしうる最大・最強の世俗的、政治的な権力行使を受けるのを当然視する点で、宗教と政治とは一体になっている。つまり、宗教という思想・信条体系がそのままそっくり政治理論として通用しているのである。宗教イデオロギーが即、政治イデオロギーであり、物理的な政治権力と直結するということは、実は、ヨーロッパ中世のキリスト教世界にあ

っても比較的長くみられた現象である。しかし、その後、ヨーロッパでは宗教内部の葛藤、宗教と新興世俗権力との関係、近代啓蒙主義の成立およびその自己展開などを経過するなかで、宗教と政治とは領域あるいは役割を分割し、両者を混淆しないことをもってよしとするようになった。これが、政教分離の原則といわれるものである。

宗教というものは、個人を一般的、包括的に律する教説から成り立つ信条体系である。この点では非常な広がりと深さをもっている。しかしその代わり、神とかかわるという独特な領域に限ってという限界が宗教にはある。これに対し、政治とはどんな性格のものであるだろうか。政治というものは、そのありようがその政治的な秩序に服するあらゆる人に影響するという点で広がりをもつばかりではない。いやだという者にも強制権力がはたらくという点では、格別の強さをもつ。しかしながらその代わり、政治は、人間を全的網羅的に覆うことができるとは考えられていないのである。

西欧の近現代 および現代日本 でみられるようになったこうした宗教と政治との分離は、なにか単一の抽象的な思想原理から演繹的に導き出されたというものではない。上に述べたように、中世末から人間社会に歴史的、現実的に生じたさまざまな現象 宗教内部の葛藤、宗教と新興世俗権力との関係、近代啓蒙主義の成立およびその自己展開など が織りなして徐々に形成されてきたものなのである。宗教と世俗、心と生活、自由と制度といった対立の狭間にあって、その両方の折り合いをつけるべく考案された、人間の知恵の産物といえる。つまり政教の分離は、歴史と経験を踏まえて人びとが選択し練り上げた原則にほかならない。

以上、多様性の確保ということを政教分離の角度から眺めてきた。そのために宗教との関係を主題にしたのだが、次にこれを少し角度を変えてみてみよう。

VII. 包括的な教説をともなう思想体系

宗教にかぎらず、哲学や道徳における思想体系は、一般的に妥当する包括的な教説をもっている。例をマルクス・レーニン主義にとろう。これは、弁証法的唯物論あるいは唯物史観という哲学・歴史理論、剰余価値論という経済の理論、階級国家論あるいはプロレタリア革命論という政治理論を、みずからのうちに包摂してもっている点で特徴的である。マルクス・レーニン主義はまたそのほかに、これに見合った道徳論、宗教論、芸術論、文化論など人間および人間社会の万般について一定の理論を備えていると見做されている。これは、欠けるところのない完結した思想体系である、あるいは、そうあらねばならない、と自己を規定する。

こういうものとしてのマルクス・レーニン主義が、哲学とか文化とかの領域において、抽象的な教説として主張されるだけでなく、政治権力を現実に掌握した者の拠るべき政治理論として採用されたならば、どういうことになるか。まず、それが採る基本的な統治構造は、近代立憲主義のそれとかなり異なったものになる。統治の目標・手段・手続きは、思想体系から演繹的に導き出されるはずのものだから、多様性の確保という要請は政治・

社会理論として不要である。これに対し、いやマルクス・レーニン主義にあっても、その枠のなかで、なにを、いかに引き出すかについては討論の自由があるほうが望ましく、多様性の確保はそれなりに要請されているのだという反論があろう。けれども、予め設定された限界のなかで効率のうえから許容される多元性というのは、近代立憲主義の意味するそれと同じものではない。マルクス・レーニン主義にのっとった国家権力は、政治権力につき原理的な限界をもたないから、潜在的には諸個人の生活領域のすみずみまで及びうる。

1917年の10月革命によって成立をみたソヴィエト政権は、その後内外の状況に対応しながら、マルクス・レーニン主義にもとづく国家・社会づくりに専念した。一般的、包括的な教説をもった単一の思想体系が、国家 そのもとに生きる諸個人 を覆うことになった。ソヴィエト国家が辿った、それ以降の歴史経過には、いま目を向ける必要はない。というのは、おなじ国家原理、政治理論が、いわゆる東欧諸国やアジアのいくつかの国にも浸透したが、1980年代後半になると少なくともソヴィエト連邦を含めた東欧諸国にあっては、そうした国家原理、政治理論は支配力を失いはじめ、90年代に入るや、これらの国々では、ほぼ全面的にそれは廃棄されるにいたったからである。現在では全く新しい政治体制を創設することが課題になっている。目下のところ、いかなる国家原理、いかなる政治理論が選択されようとしているのかは、だれも確言できないだろう。確かなことは、しかし、一般的、包括的な教説をもつ完結した思想体系であるところのマルクス・レーニン主義は、そのまま同時に国家理論・政治理論として生き残るという事態は、もはやとてもありそうにないということである。マルクス・レーニン主義は、他のもろもろの思想体系とともに生き残る権利をもつ。しかし、こと政治の世界では、いくつかの思想体系の一つ (one of them) として、他のそれとおなじ権利しかもたないことになるだろう。つまり、今後は、マルクス・レーニン主義といえども、無条件・無留保に多様性を確保することを政治理論として認めざるをえなくなるだろう。

東欧諸国の現代史は、いろいろな点で教訓的であるが、われわれの当面の問題でいえば、一般的、包括的な教説をそなえたある思想体系が、そのままそっくり政治の世界に入り込み、政治理論として現実の国家・社会を支配するのは、正当でないことを教えたことの意味は、きわめて大きい。

VIII. ロールズの “overlapping consensus”

ジョン・ロールズは、今世紀最大の哲学者の一人であって、かれの名は、その主著『正義論』(1971年)とともに、長く哲学史上に残るだろうと言われている。かれは、ジョン・ロック、イマヌエル・カント、J・S・ミルの系統を継いだ自由主義者であって、とくに政治哲学の分野での著作にはまことに目覚ましいものがある。ロールズは、一つの政治秩序のなかにあるすべての人に妥当する「公正としての正義」とはなにかを問い、その観点からあるべき政治基本構造を考察する。そして、万人に平等に配分されるべき基本的自由の保障、権力分立や適正な手続きなど権力に関する諸原則を内容とする近代的立憲主義の本質

部分、すなわち大まかに民主主義といわれる政治原理を正当化している。著書『正義論』は、こうした「公正としての正義」の観点から、あるべき政治理論をまことに入念に誠実にあますところなく考究している。

そのロールズが、80年代後半に入ってから、いくつかの論文のテーマに、好んで“overlapping consensus”ということばを登場させている。どう訳すのがいいのか分からないが、いまはひとまず「重複部分のある同意」としておこう。ここでロールズが問題にしているのは、先ほどから述べてきた多様性の確保あるいは多元主義ということに直接関係する。ロールズによれば、万人に妥当すべき「公正としての正義」を体現する政治理論というものは、けっしてある一つの、一般的、包括的な教説を抱えもつところの哲学、宗教あるいは道徳上の思想体系から、演繹的に引き出されるものではない。逆に、さまざまな思想体系は、その政治体制のもとで平和的に共存しあい、競争しあうもの。これが多様性の確保の意味するところである。なので、それぞれの思想体系は、政治理論と重なったところで、政治理論と重複した部分で、民主主義を承認しこれに同意することになるのだというのである。カトリックもあらゆる宗派のプロテスタントも、イスラームもマルクス・レーニン主義も、その他すべての思想体系や主義も、「公正としての正義」を実現する政治の世界では相互に重なり合い、重なり合った形で民主主義に同意する構造、になっている、と言い換えてもいいだろう。

IX. 「民主主義の優位」

R・M・ローティという、これも優れた哲学者がいる。そのローティの論文の一つに「哲学に対する民主主義の優先」(1988年)と題するものがある。ローティは、このタイトルのもとで、ロールズの「重複部分のある同意」の考えを、そういうことばを用いてはいないのであるが、肯定的に分析し紹介している。ローティは、たまたま哲学だけを扱っているが、ロールズに即していえば、哲学であろうと宗教、道徳であろうと、その他どんな思想体系であろうと、こと政治の世界にかぶさった部分では、みんながみんな、民主主義の前で脱帽し、これに護歩しなければならない、つまり民主主義に最高の優先順位を認めなければならない、ということになるであろう。

先にロールズはロック、カント、J・S・ミルの系統を継ぐ自由主義者だといったが、そのことは、かれの自由主義(哲学)がそのままそっくり民主主義的な政治理論となって結実したということの意味しない。もしそうならば、民主主義であるためには、思想体系としての自由主義をも承認しなければならないことになる。カントやロックの流れをくんだ自由主義者だけが民主主義を信奉しようということになってしまうだろう。しかし、そうではないのである。思想体系としては自由主義と対立する社会主義やマルクス・レーニン主義をとる者も、イスラーム教徒やキリスト教徒と同様に、政治の世界で「公正としての正義」を体現するものとして民主主義を承認し、「民主主義者たりうるはずだ」とロールズはみるのである。かれは、哲学上の自由主義の立場から、「公正としての正義」を説いてい

るのではない。この万人に迫る政治理論を説くとき、かれは哲学上の意味での自由主義者であることを停止しているのである。むかしから「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」と言われてきた。神（宗教）の国に属するものとは別に、世俗（政治）の国に属するにふさわしいものがあるだろう、それは、世俗の国にゆだねるべきだという考え方、すなわち、政教分離の考え方を、このことばは表現している。このことばもちろん、世俗の国が司るべき仕事には限界があり、それは神の国と違ったやり方でおこなわれることを含意しているはずである。こうした考え方が、先にもみたように、中世以降の歴史過程のなかで少しずつ煮つめられ検討されることによって、政教分離の原則がより明確に追究されるとともに、世俗の国家のありようも、あらゆる人に平等で適的なものたるべく要求され戦われてきたのである。ロールズはこの歴史的現実をもって、「公正としての正義」を考え抜くための基軸としたのであった。

X. われわれの問題と課題

多様性の確保を言うのは易しい。しかし、本当にこれを実行するのは、なかなか難しい。とくに日本のように、多様性の確保の成立・展開にみずからがかかわってきたという歴史体験をもたない社会にあっては、そう簡単にはゆかないところがある。たとえば、「日本単一民族国家」の神話をとってみるがよい。日本はこれまでずっと人種・文化・言語・伝統などをおなじくしてきた「単一民族国家」であればこそ、今日ある「経済大国」たりえたのである、日本がこれまで同様「大国」でありつづけるためには、「単一民族」性を守らなければならない、といった趣旨の演説を、かつてこの国の最高指導者ともいえる立場にあった人がおこなった。そして、そのことが外国の人びとのひんしゆくを買ったのは、比較的最近のことである。この首相演説では、たまたまさまざまな人種から成り立つアメリカを悪しき例として引きあいに出し、かつ、そここのところが特定人種に対する侮辱的な論調になっているというので、批判的な報道の対象となり、論議の的になったのであった。注目に値するのは、この演説は当初、日本国内では話題にならず、外国のジャーナリズムが問題としたことを経由して、やがて日本でも耳目を集めるようになったということである。日本社会では、この種の見解は案外に広く受容され肯定されている可能性が強い。もうひとつ注意していいのは、この演説は、主として、あるいは専ら、人種差別的な発言だということの問題になったことである。結局、差別発言だったからいけなかったということに中心がおかれ、そのため演説のうちの差別にわたる部分だけを取り消し陳謝するという形でけりがついた気味があるのである。別言していえば、この演説のなかに含まれる「単一民族」性をもってよしとする考え方自体には、かならずしも目がゆかず、したがってまた批判のメスが入れられなかったのであった。「単一民族国家」神話なるものが必然的に多元主義を悪として斥ける効果を含むものであることが、見過ごされたきらいがある。このエピソードは少なくとも、日本人は多様性を確保するという政治原則にかならずしも鋭敏でないことを露呈したといえる。また、たとえば、日本人の特性といわれる集団主義あるいは

はハーモニー優先主義のような思想傾向を取り上げてみよう。一体、この種の思想のありようは、多様性の確保という要請と、どのようにうまく結びつくものなのだろうか。考えなければならない問題、解決しなければならない課題は、他にもいろいろあるにちがいない。

次の問題(1 - 40)には、それぞれ a、b、c、d の答えが与えてあります。各問題につき、a、b、c、d のなかから、最も適当と思う答えを一つだけ選び、解答用カードの相当欄にあたる a、b、c、d のいずれかのわくのなかを黒くぬって、あなたの答えを示しなさい。

I. 以下の問い(1 - 5)は、それぞれ二つの文章からなりたっている。最も適当なものを、次の a, b, c, d のなかから一つ選びなさい。

- a. (1), (2)ともに正しい。
- b. (1)は正しいが、(2)は誤りを含む。
- c. (1)は誤りを含むが、(2)は正しい。
- d. (1), (2)はともに誤りを含む。

1.

- (1) 世界人権宣言は、1948年12月10日の国際連合第三回総会の決議において、棄権した国は八ヶ国にのぼったものの、反対した国は一国もなく採択された。この宣言は国際連合が採択した最初の包括的な国際的人権基準設定文書である。
- (2) 世界人権宣言は、「人類憲法の前文」として、道徳的拘束力のみならず、条約と同等の法的拘束力をもつものとして制定された。

2.

- (1) 世界人権宣言は、すべての人間の市民的政治的自由と平等のみならず、人間の尊厳と人格の自由にみあう経済的、社会的、文化的権利の保障の重要性を確認している。
- (2) 世界人権宣言の不備な点としてしばしば指摘されるのは、それがいまだに国際連合に加盟していない国ぐに、信託統治地域、非自治地域の住民の基本的人権の保障までは謳っていない点である。

3.

- (1) 「人間は本性からして政治的動物である」と述べて、古代ギリシアの政治哲学の形成に貢献したのは、アリストテレスである。
- (2) 「すべての人びとと結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由である」との命題のもとに、社会契約論、一般意志論などを骨子とした近代的民主主義に通ずる政治思想を展開したのは、ジャン＝ジャック・ルソーである。

4.

- (1) 権力分立とは、国際政治において特定の国家がとくに軍事面で優越的な地位をしめることを阻止し、諸国家間の力の均衡によって国際平和や安定した国際秩序を作りだそうという考え方である。
- (2) 権力分立とは、国家あるいは政府の権力を異なった諸機関 立法部、行政部、司法部 に分散させて、権力がある特定の機関に集中することを防止し、それによって権力の濫用を防ごうとする考え方である。

5.

- (1) プロレタリア革命とは、労働者階級を主体として資本主義生産関係を打破して、生産手段の共有を骨子とする社会主義社会の実現をめざす革命である。ゴルバチョフが進めてきたペレストロイカは、スターリン主義によって挫折したプロレタリア革命を貫徹しようとする試みである。
- (2) 階級国家論によれば、国家とは本質的に階級支配ないし階級抑圧の機構、つまり「階級的諸対立の非和解性の産物」である。

II. 以下の問い(6-15)は、それぞれ二つの文章からなりたっている。資料に基づいて、筆者の見解と一致するものを、次の a, b, c, d のなかから一つ選びなさい。

- a. (1), (2)ともに正しい。
- b. (1)は正しいが、(2)は誤りを含む。
- c. (1)は誤りを含むが、(2)は正しい。
- d. (1), (2)はともに誤りを含む。

6.

- (1) ルシュディ氏の小説『悪魔の詩』弾圧事件は、西洋世界とイスラム世界との文化的差異による面がつよく、当時のイラン国家元首、故ホメイニ氏を人権侵害のかどで断罪するわけにはいかない。
- (2) ルシュディ氏の『悪魔の詩』は、ある特定の歴史的共同体が伝統的に共同体として信奉してきた宗教に敬意を払うことを怠った点で大きな問題を残したのであり、死刑宣告の威嚇は行きすぎにしても、それはかならずしも人権侵害にはあたらない。

7.

- (1) 西洋諸国の市民革命期に直接の起源をもつ人権は、西洋的色彩を濃厚におびたものであることは否定できない。だから、人権を非西洋諸国に適用するばあい、かなりの修正と取捨選択をよぎなくされる。
- (2) 人権に文化相対主義の足かせをはかせることは適当ではなく、もしそうであれば、人権の普遍的意義は見失われてしまうだろう。

8.

- (1) 共同体主義に重要な意義があるとすれば、それは近代啓蒙主義に起源をもつ個人主義や自由主義の行きすぎを批判的に問う視点を有していることである。
- (2) 共同体主義にはいろいろありえるが、それはどうも多元主義の要請とは相容れないものなのではないかという疑問がある。

9.

- (1) 近年の東欧諸国およびソヴィエト連邦における激しい民主化の動きは、東西イデオロギー対立において西側諸国の自由主義と資本主義が決定的な勝利を獲得し、同時にマルクス・レーニン主義の命脈がつかした事態を示している。
- (2) 現代世界の政治現実の推移ならびに政治哲学の傾向は、体系的な思想と包括的な教説に裏づけられた、いわゆるグランド・セオリーが支配する時代が終りつつあることを示している。

10.

- (1) 多様性の確保は、社会が活発化するための手段として社会効率の上で求められる考え方である。
- (2) 多様性の確保は、社会構成員たる諸個人に自由な生き方を保障するために不可欠な原則である。

11.

- (1) 民主主義は、イデオロギーの違いにもかかわらず、すべての人びとに一定の共通の土俵を提供できるという利点をもっている。
- (2) 民主主義はやはり最終的には自由主義という哲学的価値に基づかなければ、成立する見込みのない政治理論であり、政治制度である。

12.

- (1) 『心の習慣』を書いた R・N・ベラーらの立場とジョン・ロールズの立場とのあいだには、多様性についての評価の点で開きがある。
- (2) R・M・ローティの「哲学に対する民主主義の優先」という考え方は、イデオロギー対立を克服できる政治のあり方を示唆している。しかし同時に、それは民主主義的専制の危険性をもあわせもっている。

13.

- (1) 健全な多元主義の育成ないし多様性の確保ということは、日本のみならず世界の将来にとって重要な課題となってきたが、それが行きすぎると無政府主義や文化相対

主義に陥る危険がある。

- (2) 本文でいう多様性の確保ということは、とりわけ日本においてはそれを根づかせるのは大変むずかしい。

14.

- (1) 家族国家や血縁共同体のイデオロギーは、現代の日本社会においてもいまだにかなりの勢力をもっている。
- (2) いわゆる「イスラーム原理主義」と「日本単一民族国家」神話に共通の危険性があるとするれば、それは人種差別に陥る危険性であるというよりは、多様性の確保の政治原則になじまないその体質を通じて人権侵害がなされる危険性がある。

15.

- (1) 共和主義の問題点は、民衆の広範な政治参加への不信およびそこからくるエリート主義的政治感覚である。
- (2) 共和主義は社会主義の概念とは本質的に矛盾する。

III. 以下の問い(16 - 23)は、それぞれ一定の文章からなりたっているが、括弧に最も適当なものを次の a、b、c、d のなかから一つ選びなさい。

16. 主著『自由論』においてイギリスの政治思想家、()は、政治的自由および人びとの個性と多様性の価値を擁護する自由主義の主張を展開した。

- a. J・ベンサム
- b. D・ヒューム
- c. J・ロック
- d. J・S・ミル

17. K・マルクスとE・エンゲルスは、()において、階級闘争史観を前提としながら、万国の労働者が結集して、世界を舞台にして革命に参画することを提唱した。

- a. 『共産党宣言』
- b. 『経済学・哲学草稿』
- c. 『人間不平等起源論』
- d. 『ゴータ綱領』

18. 1789 年のフランスの（ ）は、その第二条において政治的団結の目的として「人の消滅することのない自然権の保全」を謳い、「自由、所有権、安全および圧制への抵抗」を人が人である限り保持する自然権として承認した。
- 独立宣言
 - 人および市民の権利宣言
 - 権利章典
 - 人民協約
19. 「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」とのことばは、（ ）の述べたことばとして伝えられている。
- ガンディー
 - キケロ
 - ムハンマド（マホメット）
 - イエス
20. （ ）は、すべての事象を説明しえるという知の装いをもつ。それは常に観念の絶対論理としてみずからの合理性、統一性、完全性を主張し、みずからの体系を人びとに課するという特徴をもっている。
- 魔術
 - ユートピア
 - イデオロギー
 - 神話
21. （ ）とは、国民主権の原則のもとに憲法および諸法律によって資格を与えられている人びとが政治に参加する諸権利・諸自由のことである。
- 人権
 - 市民権
 - 自然権
 - 参政権
22. 西洋諸国の市民革命にその起源をもち、議会制、政党制、普通選挙を結びつける形で実現された代表的デモクラシーは、通常（ ）と呼ばれている。
- 人民民主主義
 - 直接民主主義
 - 自由民主主義
 - 大衆民主主義

23. ()は、政府の存立が議会の意思と信任に基づいている制度であり、執行権と立法権との均衡の制度である。

- a. 代議制
- b. 大統領制
- c. 議院内閣制
- d. 二院制

IV. 以下の問い(24 - 34)は、それぞれ用語ないし熟語の意味に関するものである。その用語ないし熟語の意味、特徴、関連を示すものとして最も不適切なものを、それぞれ次の a, b, c, d, e のなかから一つ選びなさい。

24. 国家主権

- a. 国家権力の対内的最高性および対外的独立性
- b. J・ボダン
- c. 君主主権や国民主権
- d. 国体の護持
- e. 交戦権

25. 自由民権運動

- a. 最初のブルジョア民主主義的運動
- b. 民撰議院設立建白書
- c. 板垣退助
- d. 民本主義
- e. 憲法制定および議会制の採用を主張

26. 権威主義

- a. カリスマ的支配
- b. 第三世界諸国にしばしばみられる強権政治
- c. 支配権力の自己目的化
- d. 従属者への過度に横柄な態度
- e. 夜警国家

27. 近代啓蒙主義

- a. 理神論
- b. 目的合理性
- c. 近代自然法思想

- d. 西洋諸国の市民革命
 - e. フランスの百科全書派
28. 天皇機関説
- a. 大逆事件
 - b. 国家法人説
 - c. 国家主権説
 - d. 美濃部達吉
 - e. 大正デモクラシー
29. 近代立憲主義
- a. 権力分立制
 - b. 支配権力の濫用の抑制
 - c. 基本的人権の保障
 - d. 「国王は君臨すれども統治せず」
 - e. 多数決原理
30. 政教分離の原則
- a. 信教の自由の保障
 - b. 日本国憲法の第 20 条と第 89 条
 - c. 閣僚の靖国神社参拝問題
 - d. 国家の非宗教性ないし宗教に対する中立性
 - e. 世俗化論
31. マルクス・レーニン主義
- a. 『何をなすべきか』
 - b. ボルシェヴィキ派
 - c. ユーロ・コミュニズム
 - d. 前衛としての共産党の役割の強調
 - e. 民主集中制
32. 唯物史観
- a. 生産諸力と生産諸関係の統一としての生産様式がすべての社会存立の土台を形成するという考え方
 - b. 経済決定論
 - c. 「人間の意識が人間の存在を規定するのではなく、逆に人間の社会的存在が人間の意

識を規定するのである。」

- d. 普遍論争
- e. 科学的社会主義

33. 宗教的寛容

- a. 政治的自由主義
- b. 『キリスト者の自由』
- c. エラスムスやモアのルネサンス人文主義
- d. イギリスにおける 1689 年の寛容令
- e. 政教分離主義

34. イスラーム（イスラム教）

- a. クルアーン（コーラン）
- b. 唯一神教
- c. 六信五行
- d. 王権神授説
- e. 聖俗不分離

V. 以下の問い（35 - 40）について、それぞれの設問に答えなさい。

35. 資料のなかで著者は「“宗教的寛容”を旗印にした十字軍という」（資料、2頁）という表現を用いている。その意味として最も適切なものはどれか。

- a. 支配者がみずからの側の宗教を専横的に押しつける際の大義名分として、宗教的寛容が利用される事態
- b. 宗教的寛容が宗教団体の政治的熱狂主義を正当化する際の隠れみものとして利用される事態
- c. 宗教的寛容が神権政治を具現化するものとして支配者や支配的宗教によって誤用される事態
- d. 宗教的寛容の名のもとに非宗教的市民の基本的な人権や生存権が威嚇されたり、踏みにじられたりする事態
- e. 宗教的寛容が政治と宗教の二元論的分離を強化するものとして理解されることによって、宗教による支配権力への批判や抵抗が骨抜きにされてしまう事態

36. 「共同体主義」について、著者の考え方でないものはどれか。

- a. 個人の権利主張よりも、みずからの属する共同体へのコミットメントを重要視する思想である。

- b. いろいろな類型がありえるので、一義的な定義や評価をくだすのは困難である。
 - c. 西洋の近代社会を作り上げてきた個人主義や自由主義に対立する視点をもっており、反近代的側面を有する思想である。
 - d. 現代に積極的に受けいられる思想としては、今のところ力量および体系性において十分であるとはいえない。
 - e. 多元主義的性格をもち、同質と異質との統合という視点をもった共和主義思想である。
37. 資料のなかで著者は、『悪魔の詩』弾圧事件が「『権力と自由の関係』という昔からずっと人類を悩ましてきている大問題」(資料、1頁)を提起していると述べている。著者の述べている「権力と自由の関係」の具体的な意味として最も適切なものはどれか。
- a. 国家主権と人権との緊張の関係
 - b. 政治と宗教との緊張の関係
 - c. 政治の自律性と宗教的寛容との緊張の関係
 - d. 国家権力の必然性と個人人格の尊厳との緊張の関係
 - e. 集団組織と個人との緊張の関係
38. R・N・ベラーほか著『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』(1985年)について、誤っている記述はどれか。
- a. 現代アメリカ社会に広範にみられる個人主義を批判した書物
 - b. 宗教、歴史、文化、伝統を重要視した共同体主義の復権を謳った書物
 - c. かつてのリースマン著『孤独な群衆』に比せられるべき、一種の現代アメリカの政治文化論
 - d. アメリカ人の今日の価値志向やライフスタイルに着目した社会学的分析
 - e. 現代アメリカの権力動向を心理学的視点から考察した書物
39. J・ロールズ著『正義論』(1971年)について、誤っている記述はどれか。
- a. この書物は、出版以降、政治学者、法学者、哲学者、倫理学者、経済学者のあいだで、近年まれにみる仕方で幅広く議論され、物議をかもし、また高く評価された。
 - b. ロールズは自ら自由主義的伝統に依拠しながらも、思想やイデオロギーの相違を越えて普遍的に妥当する「公正としての正義」のあり方を追求した。
 - c. ロールズの正義論は、単なる倫理概念ではなく、政治秩序のコンスティテューション(基本構造)を表わす規範原理である。
 - d. ロールズの正義論は、マルクス・レーニン主義におとることのない包括的体系性を示しており、共産主義に対抗する自由主義陣営の正統的イデオロギーとしての特色をもつ。
 - e. ロールズの正義論は、けっして過去の思想的伝統を無視するものではなく、アリスト

テレス、社会契約論、ロック、カント、ミルなどの議論や思想を摂取した所産という一面もある。

40. このエッセイの題名として最も適切なものはどれか。
- a. 多様性の確保をめぐって
 - b. 政教分離の原則の実践的意味をめぐって
 - c. 人権の普通的意義をめぐって
 - d. 民主主義の優位性をめぐって
 - e. 個人主義と共同体主義の比較をめぐって